

証券コード 7085
2020年11月6日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目9番1号
株式会社カーブスホールディングス
代表取締役社長 増 本 岳

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月24日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年11月25日（水曜日）午前10時（開場時間 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝浦三丁目1番21号msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4F
TKPガーデンシティPREMIUM田町
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第12期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件 |

以 上

■ 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.curvesholdings.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。①連結計算書類における連結注記表②計算書類における個別注記表

■ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.curvesholdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

<必ずお読みください>

【新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、極力、書面により議決権行使をいただき、本総会へのご来場を控えていただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、当社では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会の開催及び運営に関し、下記の対策をとらせていただくことといたします。ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

- ・ 本総会にご出席の株主様は、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、受付前に手指等のアルコール消毒についてご協力をお願い申し上げます。
- ・ 本総会会場の座席は、ソーシャルディスタンスを確保するために間隔を開けた座席数の配置（最大席数約70席）としており、用意させていただいた座席数を超えた場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、会場入り口において検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
- ・ 本総会出席者及び運営スタッフは、検温を含めて体調を確認のうえ、マスクを着用する等の感染予防対策を実施させていただきます。
- ・ 開催時間を短縮するため、議場での報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく予定です。

※ 本総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

※ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の要請次第では、やむなく会場や開始時刻などが変更となる場合がございますので、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.curvesholdings.co.jp>) をご確認くださいようお願い申し上げます。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループ（当社及び連結子会社）は主力事業である「女性だけの30分健康体操教室 カーブス」などを通じて健康長寿社会の実現に寄与し、超高齢社会の課題の解決に貢献する「地域の健康インフラ」「社会課題解決型事業」として、店舗数の拡充及び顧客サービス強化による会員の満足度向上に努めております。

当連結会計年度（2019年9月1日から2020年8月31日まで）は、引き続き「病気と介護の不安と孤独のない生きるエネルギーがあふれる社会をつくる」べく、より一層の顧客サービスの強化に注力してまいりました。

年度後半は新型コロナウイルス感染症による社会・経済状況への影響が続く中、withコロナにおける顧客サポート、加盟店支援に取り組んでまいりました。コロナショックによる健康二次被害（外出自粛による運動不足、交流不足などによって、持病や関節痛の悪化、認知機能の低下、フレイル悪化などの二次的な健康被害がおきること）の進行は重大な社会課題となりつつあり、この予防啓発とともに、安心・安全に運動ができる場を守るべく、感染予防対策を徹底して店舗運営を行っております。

2020年8月5日公表の「東北大学加齢医学研究所、当社子会社株式会社カーブスジャパンによる共同研究発表に関するお知らせ」の通り、30分のサーキットトレーニングをたった1回実施しただけでも「認知機能（抑制能力）」と「活力」が即時に向上することが初めて明らかになりました。創業当初より「エビデンス・ベスト・エクササイズ」～科学的根拠がある運動を世の中に広めることを掲げ、現在までにカーブスの運動プログラムの複数のエビデンス（科学的根拠）を得ております。

また、withコロナにおける取り組みとして、オンライン体操教室「おうちでカーブス」の開発、事業化の準備を進めてまいりました。来期には本格展開をスタートいたします。

これらによって、当連結会計年度末の国内カーブス店舗数（メンズ・カーブスを除く）

は前連結会計年度末比29店舗増加し（前連結会計年度末比1.5%増）2,020店舗（内グループ直営店70店舗）に、会員数は121千人減少し700千人（同比14.8%減）となりました。但し、特別休会制度の利用会員が当連結会計年度末で99千人おり、当該会員には対象期間の会費を全額返金しているため、実質的な会員数は当連結会計年度末600千人となっております。

以上により、当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度の売上高は250億82百万円（前連結会計年度比10.5%減）、営業利益11億67百万円（同78.5%減）、経常利益11億65百万円（同77.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億64百万円（同79.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資(無形固定資産を含む)は、3億85百万円実施いたしました。

これは主に、株式会社カーブスジャパンにおいて、フランチャイズ加盟企業向けシステムの増強を中心に3億5百万円の設備投資を、株式会社ハイ・スタンダードにおいて、リニューアル工事を中心に68百万円の設備投資を実施したものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年3月2日に東京証券取引所市場第一部へ上場し、公募増資により総額16億57百万円の資金調達を行いました。また、当連結会計年度において、コロナショック下におけるグループ全体の運転資金確保を目的に、取引金融機関からの借入により50億円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 10 期 (2018年8月期)	第 11 期 (2019年8月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2020年8月期)
売上高 (千円)	27,937,496	28,036,238	25,082,276
経常利益 (千円)	5,293,073	5,242,595	1,165,011
親会社株主に 帰属する当期純利益 (千円)	3,488,745	3,706,748	764,703
1株当たり 当期純利益 (円)	8,721,863.06	60.89	8.73
総資産 (千円)	37,402,268	34,224,810	36,837,913
純資産 (千円)	8,361,378	7,742,025	8,142,605
1株当たり 純資産額 (円)	20,903,445.64	94.07	86.76

(注) 第10期より連結計算書類を作成しておりますので、第9期の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 9 期 (2017年8月期)	第 10 期 (2018年8月期)	第 11 期 (2019年8月期)	第 12 期 (当事業年度) (2020年8月期)
売上高 (千円)	1,472,000	5,307,875	4,995,251	2,939,654
経常利益 (千円)	996,533	4,691,264	4,314,395	2,171,514
当期純利益 (千円)	997,655	4,728,445	4,299,668	3,837,801
1株当たり 当期純利益 (円)	2,494,139.16	11,821,114.91	70.63	43.79
総資産 (千円)	5,328,140	22,466,506	20,959,002	27,056,953
純資産 (千円)	3,170,267	3,898,713	4,182,109	7,660,824
1株当たり 純資産額 (円)	7,925,668.35	9,746,783.27	50.82	81.62

(3) 重要な親会社および子会社の状況（2020年8月31日現在）

① 親会社との関係

株式会社コシダカホールディングスは当社の全株式を保有しておりましたが、2020年3月、保有する全株式を現物配当により同社株主に分配するスピンオフを実行したことに
より、当社の親会社に該当しないこととなりました。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 親会社との取引にあたり当社の利益を害さないように留意した事項

該当事項はありません。

ロ. 親会社との取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

計算書類の個別注記表6. に親会社（2020年3月2日まで親会社であった株式会社コシダカホールディングス）との取引を記載しておりますが、当社取締役会は、当該取引である資本再構築が、2020年3月2日に実施したスピンオフに際して、株式会社コシダカホールディングスが保有する当社株式の税務上の帳簿価額を、カーブス事業に係る本来の取得価額と一致させた上で分配資産割合を算定することを目的としたものであり、当社の利益を害さないものと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社カーブスジャパン	100百万円	100.0	日本フランチャイズ本部事業
株式会社ハイ・スタンダード	5百万円	100.0	グループ直営店事業
Curves International, Inc.	1,042千 米ドル	100.0	グローバルフランチャイザー事業
Curves Europe B.V.	1.00 ユーロ	100.0	欧州フランチャイズ本部事業

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による社会・経済状況への影響が続いており、健康二次被害（外出自粛による運動不足、交流不足などによって、持病や関節痛の悪化、認知機能の低下、フレイル悪化などの二次的な健康被害がおきること）の進行は重大な社会課題となりつつあります。高齢化も急速に進む社会の中で、国民の健康寿命延伸、医療費や介護費の抑制を実現し、超高齢社会の課題解決に貢献する「社会課題解決型事業」として期待に応え使命を果たしていくためには、現時点での会員数では不十分であります。

コロナショックでの健康二次被害拡大や「自分の健康は自分で守る」との健康意識の高まり、非接触型サービスの需要の増大等マーケットの量的質的变化は加速しており、この潜在市場を顕在化させ取り込む戦略の展開を着実に進めてまいります。

オンライン体操教室「おうちでカーブス」を含めた会員数増大を実現するべく、事業開発やマーケティングへの戦略的投資を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年8月31日現在）

フィットネスフランチャイズ本部の運営、並びにフィットネスクラブ店舗の運営

(6) 企業集団の主要な拠点（2020年8月31日現在）

- | | | |
|------------------------------|----|-------|
| ① 当社 | 本社 | 東京都港区 |
| ② 子会社 | | |
| 株式会社カーブスジャパン | 本社 | 東京都港区 |
| 株式会社ハイ・スタンダード | 本社 | 東京都港区 |
| Curves International, Inc. | 本社 | 米国 |
| Curves Europe B.V. | 本社 | オランダ |
| ③ 直営店舗 | | |
| ・カーブス | | |
| 北海道 17店舗、東北（宮城県）1店舗、関東 51店舗、 | | |
| 中国（鳥取県）1店舗 計70店舗 | | |
| ・メンズ・カーブス | | |
| 2店舗 | | |

(7) 使用人の状況（2020年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
548名	62名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員61名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
27名	4名増	36.6 歳	3.9 年

(8) 主要な借入先の状況（2020年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン（注 1）	14,260 百万円
シンジケートローン（注 2）	5,000 百万円
合 計	19,260 百万円

- (注) 1. 本シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする計6行(株式会社りそな銀行 株式会社群馬銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社足利銀行 株式会社横浜銀行)の協調融資によるものです。
2. 本シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする計3行(株式会社群馬銀行 株式会社三井住友銀行)の協調融資によるものです。
3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。
- 当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	5,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	5,000,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月2日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 320,000,000株
- ② 発行済株式の総数 93,857,493株（自己株式121株を含んでおります。）
- ③ 株主数 31,999名
- ④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヨウザン	21,328,000株	22.72%
腰高博	9,240,000株	9.84%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	6,210,585株	6.61%
増本岳	5,109,941株	5.44%
株式会社アイエムオー	3,784,000株	4.03%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	3,526,400株	3.75%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,814,200株	2.99%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED	2,430,100株	2.58%
腰高修	2,216,000株	2.36%
坂本眞樹	2,077,447株	2.21%
増本陽子	2,077,447株	2.21%

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式121株を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	増 本 岳	株式会社カーブスジャパン代表取締役会長 株式会社ハイ・スタンダード取締役 Curves International, Inc. President and CEO Curves Europe B.V. President and CEO CFW Operations Europe Limited Director Curves International of Spain, S.A. Director Curves Operations Italy S.r.l. Director
取 締 役	坂 本 眞 樹	株式会社カーブスジャパン取締役社長 株式会社ハイ・スタンダード取締役
取 締 役	増 本 陽 子	株式会社カーブスジャパン取締役副社長
取 締 役	松 田 信 也	管理本部長 株式会社カーブスジャパン経営管理部長 Curves Europe B.V. Director
取 締 役	腰 高 修	株式会社ハイ・スタンダード代表取締役会長 株式会社アイエムオー代表取締役社長
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	國 安 幹 明	株式会社カーブスジャパン監査役 株式会社ハイ・スタンダード監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 禎 良	山本禎良公認会計士事務所所長 東亜工業株式会社社外監査役 株式会社免疫生物研究所社外監査役 公益財団法人東京都防災建築まちづくりセンター監事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	寺 石 雅 英	株式会社エスイー社外監査役 大妻女子大学キャリア教育センター教授

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）國安幹明氏、取締役（監査等委員）山本禎良氏及び寺石雅英氏は、いずれも社外取締役であります。
2. 山本禎良氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
3. 寺石雅英氏は大学教授として企業経営の先端的研究に携わり、豊富で幅広い見識を有しております。また、兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
4. 当社は、内部監査部門等との十分な連携を通じて情報収集他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、國安幹明氏を常勤監査等委員として選定しております。
5. 当社は、國安幹明氏及び山本禎良氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役 國安幹明氏及び監査役 山本禎良氏は任期満了により退任し、同日付で取締役（常勤監査等委員）及び取締役（監査等委員）に就任いたしました。また、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会において、寺石雅英氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （－）	188,753千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	14,130千円 （14,130千円）
監査役 （うち社外監査役）	2名 （2名）	2,910千円 （2,910千円）
合 計	10名	205,793千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年11月28日開催の定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない）と決議いただいております。取締役（監査等委員）の報酬限度額は同定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職等と当社との関係

重要な兼職等と当社との関係につきましては『①取締役の状況』に記載のとおりであります。

□. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	活動状況
國安 幹明	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には開催された15回すべてに出席し、議案審議につき、必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役協議会3回、監査等委員会12回それぞれのすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
山本 禎良	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には開催された15回すべてに出席し、会計士としての専門的見地から、特に会計、税務に関して、必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役協議会3回、監査等委員会12回それぞれのすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
寺石 雅英	社外取締役 (監査等委員)	2019年11月の就任後、開催された取締役会12回のうち9回に出席し、経営学の専門的見地から、特に事業に関して、必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査等委員会には、2019年11月の就任後、開催した12回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 ひびき監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る報酬等の額	24,000千円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 (上記1.を含む)	25,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、1. 当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレターの作成等を委託し、その対価を支払っております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当社の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任を決定する方針であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を構築するため、2019年11月28日開催の取締役会において内部統制システムの整備の基本方針を決議いたしました。その概要は以下のとおりとなります。

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と記載します）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。
 - ・当社内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果については適宜取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ・当社は、内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。
- ② 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループの経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。
 - ・当社グループのリスク管理の所管部門は経営管理部とし、当社グループがリスクの発生を把握した場合経営管理部を通じて速やかに代表取締役もしくは当社取締役会に報告し、指示により「リスク対策委員会」を設置し、迅速な対応により被害拡大の防止に努める。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は経営上の意思の決定と業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために「関係会社管理規程」等を制定し管理体制を明確にするとともに、グループ会社においては執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。
 - ・当社子会社においては、定期的な取締役会、経営会議、ならびに必要なに応じてその他会議体を設置するとともに、その規模等に応じて「組織管理規程」「業務分掌規程」等の整備を行わせるものとする。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- ・当社は当社子会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、子会社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、当社取締役に報告する。
- ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社子会社は当社「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置をとり、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所管部門である経営管理部に報告する。
- ハ. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず当社子会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動基準を明確にする。
- 二. 当社子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社子会社の管理は当社経営管理部が担当し、当社子会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社内部統制室は関連諸規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。
- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ロ. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・ 当社グループの役職員は、職務の執行に関する法令または定款違反、不正事実の発見または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。また当社内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。
- ハ. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
 - ・ 当社グループの役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況及び経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。ただし、内部通報規程に基づいてなされた内部通報のうち、内部通報窓口担当者以外への開示について同意がないものは、この限りではない。
- 二. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社は監査等委員会に報告した当社グループの役職員に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。
- ホ. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査等委員会が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。
- ヘ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査等委員を基本的に社外取締役とすることによってステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、社外取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。

- ・監査等委員会は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、また会計監査人、当社子会社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。
- ・顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による、有事に対する協力体制を構築する。

(6) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

- ・当社内部統制室は、当社グループの内部統制システムの整備、運用状況の評価及び財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しております。評価結果において改善すべき事項が発見された場合においては関連部門に対して速やかに改善指示を行い、実行されます。

② コンプライアンス

- ・コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合に備え、「内部通報窓口責任者」が設置されており、担当部署である経営管理部、当社取締役、監査等委員及び顧問法律事務所に直接通報、相談ができる体制を整えております。
- ・反社会的勢力との取引の未然防止に関しては、新規に発生する取引及び継続して発生する取引を対象にチェックを行うことにより取引並びに経営介入リスクの予防的措置を講じております。

③ リスク管理

- ・当社グループは、重要な影響を及ぼすリスクを発生させないための対策の立案や顕在化した場合に適切に対応するための組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク対策委員会」が必要に応じて設置できる体制となっております。また、災害等が

発生した場合の「安否確認マニュアル」を整備して発生時の対応方法を定めております。

④ グループ会社管理体制

- ・当社グループは、グループ経営理念に基づく各社の経営理念、経営方針及び経営計画を策定して、各社ごとに全役職員が出席する「決起会」等を半期ごとに開催して、経営計画を共有する体制となっております。
- ・また、経営管理部は、当社子会社の財政状態や経営状況を把握して、毎月の定例取締役会で報告するとともに、必要に応じて当社子会社に対して助言、指導を行っております。

⑤ 取締役の職務の執行

- ・当社は毎月の定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、議案の審議による重要事項の決定と、業務執行状況等の監督を行っております。また当社グループは執行役員制度を導入しており、職務権限規程等の組織関連規程に基づいて経営と執行の分離による迅速な意思決定を図っております。

⑥ 監査等委員の職務の執行

- ・当社監査等委員3名は1名が常勤の社外取締役、2名が非常勤の社外取締役であり、当社取締役会のみならず必要に応じて当社子会社の取締役会にも出席して、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。また当社内部統制室や会計監査人との情報交換を定期的に実施することで、内部統制システム全般のモニタリングを行っております。なお、監査等委員の職務執行に対する必要経費の処理については、監査等委員の求めに応じて速やかに行っており、監査等委員が求めたときは補助社員を置いて監査の実効性を損なうことの無いようにしております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。剰余金の配分は、将来の事業展開と財務体質の健全化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定した配当を継続して実施し、連結配当性向50%を目指す方針をとっております。

連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,275,269	流 動 負 債	7,262,606
現 金 及 び 預 金	9,533,587	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,562,764
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,243,741	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,840,000
商 品	1,511,593	未 払 金	919,875
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,116	未 払 費 用	291,399
そ の 他	1,127,615	未 払 法 人 税 等	364,394
貸 倒 引 当 金	△147,384	賞 与 引 当 金	223,835
固 定 資 産	21,562,644	ポ イ ン ト 引 当 金	44,320
有 形 固 定 資 産	326,187	株 主 優 待 引 当 金	30,622
建 物 及 び 構 築 物	220,379	預 り 金	1,653,990
工 具 器 具 備 品	105,807	そ の 他	331,404
無 形 固 定 資 産	20,789,513	固 定 負 債	21,432,701
の れ ん	1,392,773	長 期 借 入 金	17,420,000
商 標 権	17,997,264	繰 延 税 金 負 債	3,887,324
ソ フ ト ウ エ ア	666,101	資 産 除 去 債 務	125,377
そ の 他	733,374	負 債 合 計	28,695,308
投 資 そ の 他 の 資 産	446,943	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	20,000	株 主 資 本	8,005,310
敷 金 及 び 保 証 金	253,498	資 本 金	848,666
繰 延 税 金 資 産	155,771	資 本 剰 余 金	828,666
そ の 他	21,166	利 益 剰 余 金	6,328,053
貸 倒 引 当 金	△3,492	自 己 株 式	△76
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	137,294
		為 替 換 算 調 整 勘 定	137,294
		純 資 産 合 計	8,142,605
資 産 合 計	36,837,913	負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,837,913

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上		25,082,276
販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売		15,914,099
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費		9,168,177
業	業	業	業	業	業	業	業	業	業		8,000,895
受	取	利	息	及	び	配	当	金			1,167,282
助		成		金		収		入	178		
保		除		の		収		入	86,396		
そ				の		収		入	4,475		
営	業	外	費	用				他	11,807		102,857
支	業	外	費	用							
支	業	外	費	用					58,592		
為	業	外	費	用					37,189		
経	業	外	費	用					3,704		105,128
経	業	外	費	用					5,642		
特	別	損	失								1,165,011
固	定	資	産	除	却	損			5,993		
減	損	損	損	損	損	損			11,815		17,809
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利		1,147,202
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事		
法	人	税	等	調	整	額			530,629		
当	期	純	利						△148,131		382,498
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る		764,703
当	期	純	利								764,703
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る		764,703

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	20,018	18	7,579,658	－	7,599,694
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	828,648	828,648	－	－	1,657,297
剰 余 金 の 配 当	－	－	△2,016,307	－	△2,016,307
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	764,703	－	764,703
自 己 株 式 の 取 得				△76	△76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	828,648	828,648	△1,251,604	△76	405,616
当 期 末 残 高	848,666	828,666	6,328,053	△76	8,005,310

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	142,331	142,331	7,742,025
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	－	－	1,657,297
剰 余 金 の 配 当	－	－	△2,016,307
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	764,703
自 己 株 式 の 取 得			△76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,036	△5,036	△5,036
当 期 変 動 額 合 計	△5,036	△5,036	400,579
当 期 末 残 高	137,294	137,294	8,142,605

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,323,952	流 動 負 債	1,976,128
現金及び預金	5,766,377	1年内返済予定の長期借入金	1,840,000
売掛金	70,369	未払金	7,673
前払費用	11,107	未払費用	42,489
未収入金	21,047	未払法人税等	8,573
未収還付法人税等	454,949	未払消費税等	24,565
その他の	100	預り金	8,045
		株主優待引当金	30,622
		賞与引当金	14,158
固 定 資 産	20,733,001	固 定 負 債	17,420,000
有 形 固 定 資 産	754	長期借入金	17,420,000
工具、器具及び備品	754		
無 形 固 定 資 産	12,975	負 債 合 計	19,396,128
ソフトウェア	12,975	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	20,719,271	株 主 資 本	7,660,824
関係会社株式	13,850,054	資 本 金	848,666
関係会社長期貸付金	6,938,716	資 本 剰 余 金	828,666
長期前払費用	5,235	資 本 準 備 金	828,666
繰延税金資産	40,574	利 益 剰 余 金	5,983,567
貸倒引当金	△115,308	利 益 準 備 金	5,000
		その他利益剰余金	5,978,567
		繰越利益剰余金	5,978,567
		自 己 株 式	△76
		純 資 産 合 計	7,660,824
資 産 合 計	27,056,953	負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,056,953

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 9 月 1 日から
2020年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,939,654
売 上 総 利 益	2,939,654
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	617,307
営 業 利 益	2,322,346
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	60,327
そ の 他	152
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	58,814
支 払 手 数 料	37,189
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	115,308
経 常 利 益	2,171,514
特 別 利 益	
資 本 再 構 築 受 入 金	1,796,741
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	108,897
税 引 前 当 期 純 利 益	3,859,358
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,608
法 人 税 等 調 整 額	12,947
当 期 純 利 益	3,837,801

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2019年 9 月 1 日から
2020年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
			利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 計			
				繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	20,018	18	5,000	4,157,073	4,162,073	－	4,182,109	4,182,109
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	828,648	828,648					1,657,297	1,657,297
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△2,016,307	△2,016,307		△2,016,307	△2,016,307
当 期 純 利 益	－	－	－	3,837,801	3,837,801	－	3,837,801	3,837,801
自己株式の取得						△76	△76	△76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	828,648	828,648	－	1,821,493	1,821,493	△76	3,478,715	3,478,715
当 期 末 残 高	848,666	828,666	5,000	5,978,567	5,983,567	△76	7,660,824	7,660,824

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月15日

株式会社カーブスホールディングス
取締役会 御中

ひびき監査法人

東京事務所

代表社員	公認会計士	小川 明	Ⓔ
業務執行社員	公認会計士	木下 隆志	Ⓔ
業務執行社員	公認会計士	黒崎 浩利	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カーブスホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーブスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月15日

株式会社カーブスホールディングス
取締役会 御 中

ひびき監査法人

東京事務所

代 表 社 員	公認会計士	小 川 明	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
代 表 社 員	公認会計士	木 下 隆 志	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
業 務 執 行 社 員	公認会計士	黒 崎 浩 利	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カーブスホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月16日

株式会社カーブスホールディングス 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 國 安 幹 明 ㊟

監 査 等 委 員 山 本 禎 良 ㊟

監 査 等 委 員 寺 石 雅 英 ㊟

(注) 監査等委員、國安幹明、山本禎良及び寺石雅英は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質の健全化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定した配当を継続して実施し、連結配当性向50%を目指す方針をとっております。

第12期の期末配当につきましては、この方針から普通配当を1株につき3円とするとともに、東京証券取引所市場第一部への上場を記念いたしまして1株につき2円の記念配当を加え、下記のとおり1株につき5円とさせていただきますたく存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円
配当総額 469,286,860円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年11月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したく存じます。

1. 変更の目的
- 当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 ①～⑳ (条文省略) (新設) <u>㉑</u> その他の適法な一切の事業 <u>㉒</u> 前各号に附帯関連する一切の事業	第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 ①～㉑ (現行どおり) <u>㉑</u> 電気通信事業法に基づく電気通信事業 <u>㉒</u> その他の適法な一切の事業 <u>㉓</u> 前各号に附帯関連する一切の事業

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案で取締役という。）5名はいずれも本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	増本 岳 (1964年6月16日生)	1988年4月 株式会社日本LCA入社 1989年6月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年2月 株式会社カーブスジャパン代表取締役社長 2005年4月 同社代表取締役会長兼CEO 2010年9月 当社取締役 株式会社ハイ・スタンダード取締役(現任) 2011年4月 当社代表取締役社長(現任) 2015年6月 公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会理事(現任) 2017年6月 一般社団法人日本フィットネス産業協会理事(現任) 一般財団法人日本ヘルスケア協会理事(現任) 2018年3月 Curves International, Inc. President and CEO(現任) Curves International UK LTD. Director(現任) CFW Asia Management Company Limited Director(現任) 2018年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会副会長 小売サービス部会長(現任) 2018年8月 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会監事(現任) 2018年11月 株式会社カーブスジャパン代表取締役会長(現任) 2019年7月 CFW International Management B.V. (現・Curves Europe B.V.) President and CEO(現任) CFW Operations Europe Limited Director(現任) Curves International of Spain, S.A. Director(現任) 2019年12月 Curves Operations Italy S.r.l. Director(現任)	5,109,941株
〔取締役候補者とした理由〕 増本岳氏は、2005年に株式会社カーブスジャパンを創業し、その代表取締役に、また2011年に当社の代表取締役に就任して以来、強いリーダーシップと的確かつ迅速な経営判断により、当社グループの発展に寄与してまいりました。今後も当社グループにとって不可欠のリーダーであると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
2	さ か も と ま き 坂 本 眞 樹 (1967年1月20日生)	1991年5月 オールダースインターナショナルオーストラリア入社 1993年3月 株式会社パナリング入社 1996年3月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年3月 株式会社カープスジャパン出向 2005年4月 同社代表取締役社長 2011年5月 同社取締役社長（現任） 株式会社ハイ・スタンダード取締役(現任) 2011年5月 当社取締役（現任）	2,077,447株
	〔取締役候補者とした理由〕 坂本眞樹氏は、当社グループ創業メンバーとして、2005 年に株式会社カープスジャパンの取締役に就任後、同社の社長、COO 等を歴任し、主に店舗展開戦略立案と遂行の責任を担い、現在はカープスジャパン社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの発展に寄与してまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、引続き当社グループの発展に寄与すると判断し、取締役候補者といいたしました。		
3	ま す も と よ う こ 増 本 陽 子 (1973年3月13日生)	1995年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年2月 株式会社カープスジャパン出向 2011年5月 同社取締役副社長（現任） 2011年5月 当社取締役（現任）	2,077,447株
	〔取締役候補者とした理由〕 増本陽子氏は、当社グループ創業メンバーとして、2005 年に株式会社カープスジャパンに参画し、同社の副社長、事業開発本部長等を歴任し、主にチェーン・マネジメント、人材育成、店舗オペレーションなどの分野の責任を担い、2,000店舗8,000名のチェーンをけん引するリーダーシップを発揮し、当社グループの発展に寄与してまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、引続き当社グループの発展に寄与すると判断し、取締役候補者といいたしました。		
4	ま つ だ し ん や 松 田 信 也 (1955年11月27日生)	1980年4月 株式会社高島屋入社 2011年4月 株式会社コシダカホールディングス入社 2011年4月 株式会社カープスジャパン経営管理部長(現任) 2014年3月 株式会社コシダカホールディングス執行役員 2014年3月 当社管理本部長 2018年11月 当社取締役管理本部長（現任） 2019年7月 CFW International Management B.V. (現・Curves Europe B.V.) Director(現任)	15,492株
	〔取締役候補者とした理由〕 松田信也氏は、長年、大手百貨店にて経理・財務業務に従事し、2011年に当社の経営管理部長に就任後、グループ管理部門の責任者として、経営陣を支えてまいりました。上場会社での経理・財務、経営企画等の豊富な経験と実績を活かし、当社グループの発展に寄与すると判断し、取締役候補者といいたしました。		

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」については、2020年8月31日現在の所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

以 上

メ 毛

[illegible]

株主総会会場ご案内図

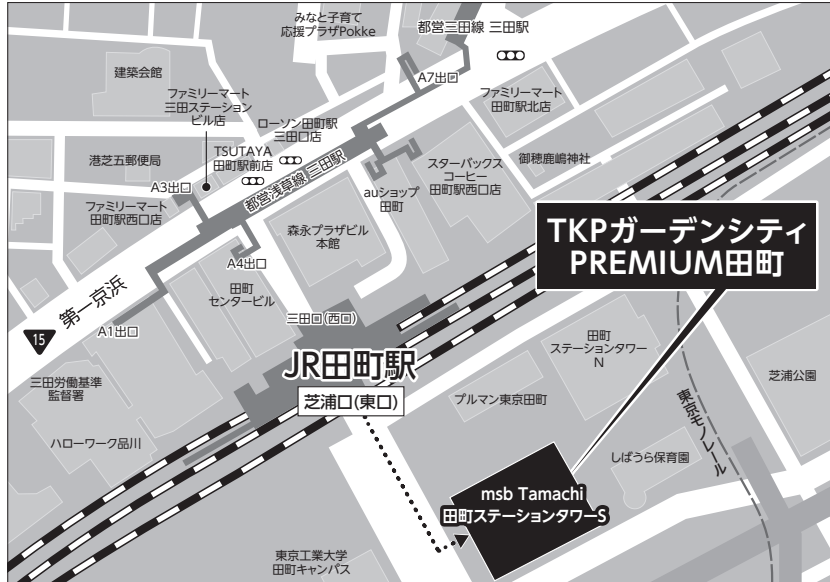
会 場

〒108-0023
東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi
田町ステーションタワーS
4F
TKPガーデンシティ
PREMIUM田町

交通のご案内

京浜東北線／山手線
JR田町駅 芝浦口（東口）
（徒歩1分）

※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



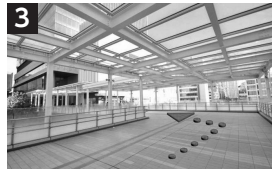
JR田町駅から商業エリアエントランスの道順



1 JR田町駅の改札を出て芝浦口（東口）方面に進みます。



2 ペDESTロリアンデッキに進みます。



3 ペDESTロリアンデッキを道なりに進みます。



4 ペDESTロリアンデッキを越えたら矢印方向の商業エリアエントランスへ進み、商業エリアエントランスより入館します。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。